

1 高齢者住宅

高齢者向け区営住宅

緊急通報装置や安否確認装置などを設置し、また生活協力員を配置（ピアハウス東、ライフピア西原、代官山アドレスのみ）するなど高齢者のためにさまざまな配慮をした住宅を、民間から借上げまたは買取りして供給しています。

現在区内には、ピアハウス東（東1丁目、単身者用20戸）、恵比寿三丁目住宅（恵比寿3丁目、単身者用8戸／世帯用12戸）、ライフピア西原（西原1丁目、単身者用43戸／世帯用20戸）、代官山アドレス（代官山町、単身者用10戸／世帯用4戸）、幡ヶ谷三丁目住宅（幡ヶ谷3丁目、単身者用9戸／世帯用3戸）、代々木西参道住宅（代々木3丁目、単身者用13戸／世帯用4戸）、アクティブ住宅新橋（恵比寿1丁目、単身者用12戸）、二軒家住宅（本町3丁目、単身者用16戸）、幡ヶ谷原町住宅（幡ヶ谷1丁目、単身者用37戸）、幡ヶ谷二丁目住宅（幡ヶ谷2丁目、単身者用21戸）、恵比寿西二丁目住宅（恵比寿西2丁目、単身者・世帯用38戸）の11棟があります。

●申込資格

- ① 65歳以上の単身者または65歳以上の人を含む60歳以上の同居親族のみの世帯であること
- ② 渋谷区に引き続き2年以上住んでいること
- ③ 住宅に困っていること
- ④ 身体上または精神に著しい障害があるため、常時の介護を必要とする場合は、その心身の状況に応じた介護が受けられること
- ⑤ 申込者（世帯の場合は世帯全員）の所得が基準内であること
- ⑥ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

借上げ等高齢者住宅

高齢者のために、設備面での配慮をした住宅（単身者用／世帯用）を、民間から借上げるなどして供給しています。現在区内には、本町2丁目（単身者用1戸／世帯用6戸）、笹塚2丁目（単身者用7戸／世帯用5戸）、ライフピア西原（単身者用5戸／世帯用5戸）の3棟があります。

●申込資格

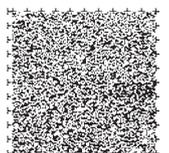
- ① 65歳以上の単身者または65歳以上の人を含む60歳以上の同居親族のみの世帯であること
- ② 渋谷区に引き続き2年以上住んでいること
- ③ 住宅に困っていること
- ④ 身体上または精神に著しい障害があるため、常時の介護を必要とする場合は、その心身の状況に応じた介護が受けられること
- ⑤ 申込者（世帯の場合は世帯全員）の収入が基準内であること
- ⑥ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと



お問合せ先

渋谷区営住宅等窓口

☎ 3463-3552



2 家賃補助

住み替え家賃補助制度

渋谷区内の民間賃貸住宅など（アパートや貸家など）にお住まいの高齢者世帯の人で、その住宅が取り壊しなどの理由で立ち退きを求められ、区内のほかの民間賃貸住宅に住み替える必要のある人を対象に、「住み替え前」の家賃と「住み替え後」の家賃の差額の一部などを補助する制度です。

- 対象 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上を含む60歳以上の人のみの世帯



お問合せ先

住宅政策課 居住支援係

☎ 3463-1848

3 高齢者等世帯入居支援事業

渋谷区内に住民登録をしている65歳以上のひとり暮らし世帯、または65歳以上の人を含む60歳以上の人のみの世帯で、独立して日常生活を営むことができ、住宅に困っており、かつ転居の必要がある人にアパート斡旋の協力不動産店を紹介しています。また、アパートの契約に伴う保証人がみつからない人に、区と協定を結んだ民間の保証会社を紹介します。



お問合せ先

住宅政策課 居住支援係

☎ 3463-1848

4 高齢者住まい安心サポート

渋谷区と協定を締結している東京都指定の居住支援法人が実施する安否確認や死亡時の費用補償などがセットとなった見守りサービスの利用者に、初回登録料を渋谷区が補助します。

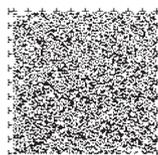
- 対象、資格 65歳以上のひとり暮らしの方
所得基準などの要件があります。
- 費用 初回登録料は16,500円まで渋谷区が補助
別途月額利用料がかかります。



お問合せ先

住宅政策課 居住支援係

☎ 3463-1848



5 都営住宅

入居の募集は、毎年数回行なっています。

募集内容が決まりしだい、都の広報およびしゅや区ニュースでお知らせします。

シルバーピア（都営住宅）

高齢者の集合住宅です。2月と8月に募集します。

●申込資格

【単身者の場合】

- ① 申込者本人が65歳以上で、都内に引き続き3年以上居住していること
- ② 所得が基準内であること
- ③ 身体上または精神に著しい障害があるため、常時の介護を必要とする場合は、その心身の状況に応じた介護が受けられること
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 申込者が暴力団員でないこと

【二人世帯の場合】

- ① 申込者本人が65歳以上で、都内に引き続き3年以上居住していること
- ② 現に同居し、または同居しようとする65歳以上の親族（配偶者はおおむね60歳以上）がいること
- ③ 二人の所得の合計額が基準内であること
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

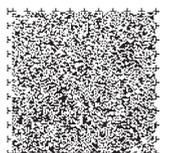
高齢者世帯向け都営住宅（ポイント方式）

住宅に困っている度合いの高い人から入居できる都営住宅です。2月と8月に募集します。

●申込資格

- ① 申込者本人が60歳以上で、都内に引き続き3年以上居住していること
- ② 同居親族がいること（同居親族の範囲に制限があります）
- ③ 所得（同居親族を含めたもの）が基準内であること
- ④ 同居者全員が下記のいずれかにあたること
 - 配偶者（内縁および婚約者を含む）
 - おおむね60歳以上の人
 - 18歳未満の人
 - 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
 - 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の交付を受けている場合は、総合判定で1度～3度）
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ⑤ 住宅に困っていること
- ⑥ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

※ほかにも、ポイント方式には申込区分として心身障害者世帯、多子世帯などがあります。詳細は都営住宅のご案内を参照してください。



単身者向け都営住宅

住宅に困っている単身者に対し、供給する都営住宅です。2月、5月、8月、11月に募集します。

●申込資格

- ① 60歳以上で、都内に引き続き3年以上居住していること。ほかにも、障害者や生活保護者などにも入居資格があります。詳細は都営住宅のご案内を参照してください。
- ② 所得が基準内であること
- ③ 住宅に困っていること
- ④ 身体上または精神上に著しい障害があるため、常時の介護を必要とする場合は、その心身の状況に応じた介護が受けられること
- ⑤ 申込者が暴力団員でないこと

世帯向け都営住宅（優遇抽選）

5月と11月に募集します。

●申込資格

- ① 申込者本人が20歳以上（20歳未満の既婚者を含む）で、都内に居住していること
- ② 同居親族がいること（同居親族の範囲に制限があります）
- ③ 所得（同居親族を含めたもの）が基準内であること
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

上記の申込資格を満たして、下記の条件にあてはまる場合には優遇抽選になります。

[甲優遇]（当選率が「一般」の5倍になります）

●親子ふれあい同居

- 65歳以上の親と子世帯が同居し、家族の支援とふれあいにより高齢者世帯の居住の安定を図ることなどのため申し込む人

●心身障害者および原爆被爆者

申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまること

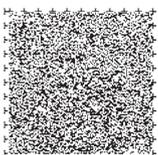
- 身体障害者手帳の交付を受けている軽度（5級～）の人
- 軽度の知的障害者（愛の手帳の場合は4度）もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている3級の人
- 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている人

※ほかにも、公害病認定患者、難病患者などがあります。詳細は都営住宅のご案内を参照してください。

[乙優遇]（当選率が「一般」の7倍になります）

●高齢者世帯

- 申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること
- ア 配偶者（内縁および婚約者を含む）
- イ おおむね60歳以上
- ウ 18歳未満の人
- エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の人



- オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の人

※ほかにも、心身障害者世帯、生活保護受給世帯などがあります。詳細は都営住宅のご案内を参照してください。



お問合せ先

東京都住宅供給公社募集センター
テレホンサービス

☎ 3498-8894

☎ 6418-5571

